業保障制度

病気やケガで診療を休んだ際に給付金が受けられる共済制度です。

自宅療養期間も給付

通院日だけでなく自宅療養期間も給付対象とな ることが加入者から好評です。休業期間のう ち、自宅療養の割合は7割を超え、自宅療養の 休業対策はますます重要になっています。

近年の入院期間の短期化を受け、本制度は昨 年より、入院を1日目から給付対象としました。 自宅療養は4日目から給付、入院後の自宅療養 は連続して給付されます。

入院

自宅療養 75.5%

24.5%



長引く自宅療養での休業でも、 安心して療養できますね。

2021年度休保共済会決算資料より

√ 手ごろな掛金が加入時のまま加齢によって上がりません //



一般的な所得補償保険等は、加 齢によって保険料が上がってい きます。

休業保障制度の掛金額は加入 時の年齢によって決まり、75歳 の満期まで上がりません。(掛金 額表は裏面)

※増口部分の掛金額は、増口時の 加入年齢が適用されます。

しかも…

脱退時には脱退給付金があり、 掛け捨てではありません

掛金が手ごろで、 しかも掛け捨てでないのは うれしいですね



給付例

加入時43歳で8口加入した場合

月々の掛金は 24,000円 休業して30日分の給付を受けた場合

自宅療養144万円 入院療養192万円

加入時38歳で3口加入した場合

月々の掛金は 8,400円

休業して30日分の給付を受けた場合

自宅療養 54万円 入院療養 72万円

<u>お勧めしたい</u> 制度の特長

- ・ 通算給付期間500日まで、再発でも何度でも給付
- ・500日を超え連続して休業した場合、さらに最長230日(1回限り)
- 代診をおいても、有給休暇期間でも給付されます
- ・所得補償など他制度との併給ができます
- ・満期は75歳の長期保障

●新型コロナウイルス感染症(疑い含む)も給付対象です

▶給付の種類(1口あたり)

給付の種類	給付金額		給付限度など	
傷病休業給付金	①入院は休業1日目から ②自宅での休業は4日目から 1日につき6,000円		通算して500日まで	
入院給付金	入院1日につき2,000円を 傷病休業給付金に加算		入院給付金単独での給付はありません	
長期療養給付金	休業1日につき	自宅 3,000円 入院 6,000円	傷病休業給付金の通算500日を超えて連続して 休業している場合に、1回限り230日を限度に給付	
弔慰給付金	50万円		いずれかを受給したときは脱退	
高度障害給付金	50万円		(その場合、脱退給付金も合わせて給付)	
脱退給付金	別途規定の給付金額表による		加入日から3年以上経過後に、 脱退・減口となったときに給付	

[※]ケガによる休業は加入日から、疾病による休業は加入日から3カ月経過後に発病したものから、保障開始となります。

▶掛金額 (1ヵ月あたり)

加入年齢	1□	3□	5□	8□
~ 29歳	2,500円	7,500円	12,500円	20,000円
30~39歳	2,800円	8,400円	14,000円	22,400円
40~49歳	3,000円	9,000円	15,000円	24,000円
50歳	3,300円	9,900円	16,500円	26,400円
51~54歳	3,300円	9,900円	16,500円	
55~59歳	3,700円	11,100円	18,500円	

- ▶ 勤務医は通算3口までの加入となります。
- ▶ 4口以上のお申し込みには、1つの主たる医療機関等で、 週5日以上かつ週20時間以上業務に従事していることが必要です。

▶加入申込資格

- 加入日現在、加入年齢※が60歳未満であること
- ② 保険医協会・保険医会の会員であること (ただし京都府保険医協会は取り扱っていません)
- 保険医であること
- 4 1つの主たる医療機関等で週4日以上かつ 週16時間以上業務に従事していること
- ⑤ 告知日現在、健康であること(現症がある方、服薬中の方、治療中の方は、原則として加入できません)
- ※加入年齢:加入(増口)日現在の満年で計算し、1年未満の端数月が 6カ月を超える場合は1歳切り上げます。

ご連絡先

お申し込みや資料請求は、ご所属の保険医協会・保険医会(代理店)にお問い合わせください。保険医協会・保険医会の会員でない方は、入会のうえお申し込みください。

お申し込みの際は、必ず制度案内パンフレット等をご確認ください。

運営元

一般社団法人

全国保険医休業保障共済会

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-5-5 新宿農協会館5F



取扱代理店